

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和4年3月31日公布、公布日施行）

【改正の概要】

法人事業税

(1) 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し

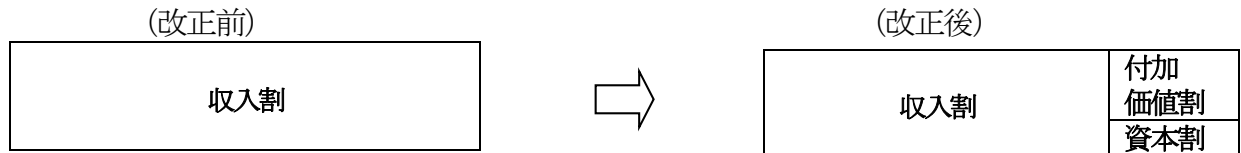
外形標準課税対象法人（資本金1億円超）の法人事業税所得割について、標準税率を1.0%とする。

	所得区分		
	800万円超の金額	400万円超 800万円以下の金額	400万円以下の金額
現行	1.0%	0.7%	0.4%
改正案	1.0%		

(2) ガス供給業に係る収入金額課税の見直し

ガス供給業に係る法人事業税のうち、ガス導管事業以外の事業でガス製造事業者が行うもの（特定ガス供給業）に係る課税方式を見直し、収入割の一部を付加価値割及び資本割等に振り替える。税率は以下のとおり。

(改正前) 収入割1.0% → (改正後) 収入割0.48%、付加価値割0.77%、資本割0.32%



特定ガス供給業を除く一般ガス供給業については、他の業種と同様の課税方式により課する。

不動産取得税

新築家屋の取得の日等に係る特例の適用期限の延長

家屋が新築されてから最初の使用又は譲渡が6か月以内になされなかった場合、新築から6か月を経過した日に取得があったものとみなされ、家屋の所有者を取得者とみなし課税する規定について、その期間を6か月から1年間に延長する規定の適用期限を2年延長（令和4年3月31日まで→令和6年3月31日まで）。

など

施行日	令和4年4月1日
-----	----------

【その他参考事項】